

事 務 連 絡
平成19年1月26日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

リenzaの取扱いについて

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発第0126001号
平成19年1月26日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

リレンザの取扱いについて

「ザナミビル水和物製剤（販売名：リレンザ）」については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成13年2月2日保医発第29号）において、保険上の留意事項を通知しているところである。本製剤について、平成19年1月26日付で薬事法上の一部変更承認がなされ、下記1のようにA型又はB型インフルエンザウイルス感染症の予防に係る効能・効果及び用法・用量の追加が行われたところであるが、本製剤の保険上の取扱いは、下記2のとおりであるので、関係者に対し周知徹底方お願いする。

記

1 効能・効果及び用法・用量

(1) 効能・効果

A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の治療及びその予防

(2) 用法・用量

ア 治療に用いる場合

通常、成人及び小児には、ザナミビルとして1回10mg（5mgブリスターを2ブリスター）を、1日2回、5日間、専用の吸入器を用いて吸入する。

イ 予防に用いる場合

通常、成人及び小児には、ザナミビルとして1回10mg（5mgブリスターを2ブリスター）を、1日1回、10日間、専用の吸入器を用いて吸入する。

2 保険適用上の取扱い

(1) 本製剤については、抗ウイルス薬の投与が全てのA型又はB型インフルエンザウイルス感染症の治療に必須ではないことを踏まえ、本製剤の使用の必要性を慎重に検討した上で、A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療を目的として使用した場合に限り算定できるものであること。

(2) 本製剤は、5日間を限度として算定できるものであること。

(3) 本製剤の使用にあたっては、次の点に留意すること。

① C型インフルエンザウイルス感染症には効果がないこと。

② 症状後48時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていないので、発症後2日以内に投与を開始すること。